2　締約国は、次の行為を妨げる措置をとってはならない。
(a)　情報の移転（電磁的手段その他の手段によるデータの移転を含む。）であって、自国の領域内の金融サービス提供者の通常の業務の遂行に必要なもの
(b)　情報の処理であって、自国の領域内の金融サービス提供者の通常の業務の遂行に必要なもの
3　2のいかなる規定も、締約国の規制当局が、規制のため又は信用秩序の維持のため、自国の領域内の金融サービス提供者に対し、データの管理及び保管並びにシステムの維持に関する自国の法令に従うこと並びに自国の領域において記録の複製を保持することを要求することを妨げるものではない。ただし、当該要求がこの協定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いられないことを条件とする。
4　2のいかなる規定も、個人の情報、プライバシー並びに個人の記録及び勘定の秘密（自国の法令に基づくものを含む。）を保護する締約国の権利を制限するものではない。ただし、当該権利がこの協定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いられないことを条件とする。
5　2のいかなる規定も、締約国に対し、国境を越えるサービスの提供又はサービスの海外消費であって、当該締約国が約束を行っていないものを許可すること（非居住者である金融サービス提供者に対し、本人として又は仲介により若しくは仲介者として、第一条（定義）(b)(xv)に規定する金融情報の提供及び移転並びに金融データの処理を許可することを含む。）を要求するものと解してはならない。

第十条　自主規制団体

締約国は、他の締約国の金融機関に対し、自国の領域において金融サービスを提供するため自主規制団体の構成員となり、これに参加し、又はこれを利用することを要求する場合には、当該自主規制団体が第八・四条（内国民待遇）の規定に基づく当該締約国の義務を遵守することを確保する。

第十一条　支払及び清算の制度

各締約国は、内国民待遇を確保しつつ、自国の領域において設立された他の締約国の金融機関に対し、公的機関が運用する支払及び清算の制度並びに通常の業務において利用可能な公的な資金供与及びリファイナンスの制度の利用を認める。この条の規定は、当該各締約国の最終的な決済手段の貸手の利用を認めることを意図するものではない。(注)

注　締約国は、自国の同様の金融機関に対してこの条の規定に基づく利用又は待遇を認めていない場合には、自国の領域において設立された他の締約国の金融機関に対して当該利用を認める必要はない。

第十二条　協議

1　締約国は、この協定の下で生ずる金融サービスに影響を及ぼす問題について、他の締約国との協議を要請することができる。当該他の締約国は、その要請を考慮する。
2　この条の規定に基づく協議には、次条（連絡部局）に規定する連絡部局の関連する代表者が参加する。

第十三条　連絡部局

1　この附属書の規定の適用上、金融サービスの連絡部局は、次のものとする。
(a)　オーストラリアについては、財務省及び外交貿易省並びに必要に応じ、関係する規制当局（オーストラリア健全規制庁、オーストラリア準備銀行及びオーストラリア証券投資委員会を含む。）の職員
(b)　ブルネイ・ダルサラーム国については、財務経済省及びブルネイ・ダルサラーム国通貨金融庁
(c)　カンボジアについては、経済財務省、カンボジア証券取引委員会、カンボジア国立銀行及び商業省
(d)　中国については、中国人民銀行、中国銀行保険監督管理委員会及び中国証券監督管理委員会
(e)　インドネシアについては、商業省、財務省、インドネシア金融庁及びインドネシア銀行
(f)　日本については、外務省及び金融庁又はこれらの後継機関
(g)　韓国については、金融委員会及び産業通商資源部
(h)　ラオスについては、ラオス銀行、財務省及びラオス証券委員会事務局
(i)　マレーシアについては、マレーシア中央銀行及びマレーシア証券委員会
(j)　ミャンマーについては、計画財務工業省、ミャンマー中央銀行、ミャンマー証券取引委員会及び商業省
(k)　ニュージーランドについては、外務貿易省（金融サービスの規制機関と協力する。）
(l)　フィリピンについては、財務省、フィリピン中央銀行、証券取引委員会及び保険委員会
(m)　シンガポールについては、シンガポール通貨監督庁
(n)　タイについては、財務省、タイ銀行、証券取引委員会及び保険委員会事務局
(o)　ベトナムについては、商工省、ベトナム国家銀行及び財務省
2　締約国は、自国の連絡部局の変更について、他の締約国に対して速やかに通報する。

第十四条　紛争解決

信用秩序の維持の問題その他の金融の問題に関する紛争について第十九章（紛争解決）の規定に従って設置されるパネルは、紛争の対象となっている特定の金融サービスに関して必要な専門知識を有するものとする。

附属書八Ｂ　電気通信サービス

第一条　定義

この附属書の規定の適用上、
(a)　「原価に照らして定められる」とは、原価に基づくことをいい、合理的な利潤を含むことができ、また、異なる設備又はサービスに対して異なる原価算定方式を用いることができる。
(b)　「最終利用者」とは、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの加入者又は最終的な消費者（公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者以外のサービス提供者を含む。）をいう。
(c)　「不可欠な設備」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスに係る設備をいう。
(i)　単一又は限られた数の提供者によって専ら又は主として提供されていること。
(ii)　サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。
(d)　「相互接続」とは、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスを提供する提供者との接続であって、一の提供者の利用者が、他の提供者の利用者と通信し、及び他の提供者によって提供されるサービスにアクセスすることを可能とするものをいう。
(e)　「国際移動端末ローミング・サービス」とは、最終利用者が、その本来利用している公衆電気通信ネットワークが存在する領域の外に所在する間、その本来利用している携帯電話機その他の音声、データ又はメッセージ送信のサービスのための装置を利用することを可能とする商業用移動端末サービスであって、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者の間の商業上の契約に従って提供されるものをいう。
(f)　「専用回線」とは、二以上の指定される地点の間の電気通信設備であって、特定の利用者の利用に供するために割り当てられたものをいう。
(g)　「免許」とは、締約国が、自国の法令に従い、電気通信ネットワーク又は電気通信サービスを提供する者に対して要求することのある承認（特許、許可及び登録を含む。）をいう。(注)

注　タイについては、特許は、二千二十二年まで「免許」の定義から除外される。

(h)　「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの関連する市場への参加の条件（価格及び供給に関するもの）に著しく影響を及ぼす能力を有する公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者をいう。
(i)　不可欠な設備の管理
(ii)　当該市場における自己の地位の利用
(i)　「差別的でない」とは、同様の状況において、同種の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの他の利用者に与えられる待遇よりも不利でない待遇をいう。
(j)　「番号ポータビリティ」とは、公衆電気通信サービスの最終利用者が、公衆電気通信サービスの提供者を同一の区分に属する他の提供者に切り替える際に同一の電話番号を保持することができることをいう。